

令和7年度第1回権利擁護専門部会

1 日時 令和7年7月29日（火） 午前10時から正午まで

2 会場 千葉県庁中庁舎10階大会議室

3 出席者

（1）委員（20名中16名出席）

蒲田委員〈部会長〉 渋沢委員〈副部会長〉 五十嵐委員 市川委員 植野委員
小林委員 今野委員 佐久間（文）委員 佐久間（水）委員 白井委員 高木委員
露崎委員 鶴岡委員 深谷委員 矢作委員 吉井委員

（2）県

障害者福祉推進課：葛見課長、江口共生社会推進室長

障害福祉事業課：丸山課長、酒井副課長

他

4 議題

1 開 会

2 議 題

- （1）第八次千葉県障害者計画の進捗状況について
- （2）次期千葉県障害者計画の策定について
- （3）障害者虐待通報等の状況について
- （4）障害者虐待防止・権利擁護研修の実施について
- （5）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について
- （6）障害者差別に関する相談の受付状況について
- （7）その他

3 閉 会

議題（１）第八次千葉県障害者計画の進捗状況について

【露崎委員】

手話やろうの方向けの講習はたくさんあるが、車椅子などの講習が全くないのはなぜか。

【事務局】

現在そういった事業は行っていないため、御意見として承り、今後の課題とさせていただきたい。

【露崎委員】

手話やろうの方の支援はとても大事であるが、そこばかりに目が行っているようで、車椅子の人のサポートが抜けている。いつも聞いていることであるが、全く進まないのはなぜなのか。例えば、公共交通機関の事業所を集めてサポートの仕方を研修するなど、やることは色々あると思うが、全く着手されないため、発言させていただいた。

【蒲田部会長】

車椅子を使う方をサポートする人たちを養成するということではなく、サポートの仕方について広く勉強してもらえる機会を作って欲しいということか。

【露崎委員】

例えば駅にいる方やサービス介助士などの研修もあるが、そういった講習は年に一回しかやらない。実際に車椅子の方たちとやっているわけではないため、実際に介助される場面で全く違うことをされる。この間もバスでスロープから落とされて転倒したことがあり、研修を受けていてもこういったことが起きている。

県の方から、バス、タクシー、ＪＲといったところが、車椅子の当事者と一緒に講習を受けられるようなものをしていただけないか。

【蒲田部会長】

それぞれの場所に任せるのではなく、県が主導でサポート仕方などを啓発していったほうがいいということなので、県の事業として取り組むべきか改めて検討していただきたい。

【事務局】

車椅子の方や色々な障害のある方はそれぞれ対応が異なり、やはり実際に障害のある方と一緒にやらないとわからないことはたくさんあると思うため、研修については検討させていただく。

【佐久間委員】

露崎委員の意見に関連して、いつも露崎委員から脊髄損傷者連合会のパンフレット頂いている。色々なエピソードが載っているのを見て、実情とはこういうことなのかと思うことがある。車椅子のイベント等の機会をうまく利用して繋がっていったら良いと思った。

また、医療的ケアの方もたくさんいるが、その場に行ってみるとみんなそれぞれ違うということがわかる。その場で色々なことを感じる機会をもって、それを他の人にも伝えていきたい。

【植野委員】

聞こえない人、見えない人、様々な障害種別がある。情報アクセシビリティについても、権利条約の中で謳われている。県がサポートするという言い方が必要だと理解している。バリアフリー整備を進めていく中で、どこまで、どのように進捗したかというような形の議論が非常に重要だと思う。

話は変わるが、同行援護という制度は視覚障害を持つということを前提とした制度であり、視覚障害者の方の支援として中心となっているが、私共は聴覚障害の上に見えないという、何個も障害を持った人たちに同行している。聞こえない人で、例えば脳性麻痺などがあり手話が上手く動かせないという人たちは同行援護認めないというようなことが起こってきている。聴覚障害に加えて手足が不自由というような方も含めて、そういった制度のバリアというものを課題として話し合う場が必要だと実感した。

【矢作委員】

資料1-3の3-(4)-⑥について、意思決定支援に基づく障害福祉サービスが提供されるよう取組をされていると思う。重度の知的障害者は本人の意思を伝えることが難しい。

本人に適した障害福祉サービスを受けることができるよう、実際、地域で生活している人、入所や施設利用を希望している待機者の方たちへの具体的な対応、支援について教えていただきたい。

【事務局】

意思決定支援は非常に重要なものであるため、意思決定支援が少しでも進むように、それを支えるための人材養成の研修会を３－（４）－⑥に記載のとおり開催している。

施設の待機者の方の支援については、援護市町村や相談支援専門員さんなどを通じながら調整していくことになる。ただ、なかなか入所施設に入れない待機者の方がいるのは事実のため、そういった中で、グループホーム等の整備等が促進されるように取り組んでいって、グループホーム等に移行できる方は移行していただき、施設で入所支援が必要な方が少しでも必要な支援を受けられるように、県としても取り組んでいるところである。

【小林委員】

資料１－２の３－１「共生社会という考え方を知っている県民の割合」が３５．６％と、全国の４８．５％よりだいぶ低く感じる。障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例は全国で一番初めに作られた条例で、私たちの施設の利用者さんや御家族も非常に良い条例を作っていただいたということで、知事宛てに感謝のビデオレターを送ったこともある。現在、条例を広める取組の成果が全国と比べて遅れているということで、やり方を見直した方が良いのではないかという意見を毎回言わせていただいている。

資料１－３進捗状況管理表を見ていると、取組結果への対応が「引き続き」ばかりであるが、おそらく引き続きやっても「共生社会という考え方を知っている県民の割合」は減っていくため、見直しをする必要があると強く感じている。認知度の高い都道府県の取組を研究されながら、次の計画を作っていただきたい。

【露崎委員】

子どもたちとよくファミレスなどに行くが、椅子が全部備え付けになっているため、車椅子でなかなか入れてもらえない。席が空くまで待つことにしても、椅子が取れるところが一席しかないため、後から来た人がどんどん入っていき、２時間程待たされることが結

構ある。他の席は使えないかと聞くと、配膳ロボットが動けなくなるから駄目だと言われることもあった。共生社会や合理的配慮という言葉があるにもかかわらず、企業は全く理解をしてない。県の方でももう少し踏み込んで、企業、例えば飲食業界や商工会議所などへ具体的にわかりやすく伝えてもらえると良いのではないかと思っている。

議題（２）次期千葉県障害者計画の策定について

【五十嵐委員】

資料１－１に記載の主要施策などを見てみると、差別解消や虐待防止に関するものがある。昔は露崎委員がおっしゃったような事例が結構問題になっていた記憶がある。虐待防止や差別解消という切り口で法律が制定され進んでいくにしたがって、これらが権利擁護というものの中で重視されてきている。これは数値が出やすく、わかりやすい。これを進めていくのは良いことではあるが、逆に権利擁護と言っていた中で、薄くなってしまった部分があるように感じる。例えば、選挙において障害のある方の投票率が全体の投票率よりも著しく低いようなことがもしあったら、権利が十分に行使されていないのではないかなと思う。可能であれば、次期計画策定に当たって、見えづらくなっていたり、訴えづらくなっていたりして権利が擁護されてない部分について調べ、活かしていくというような道筋も付けてほしい。虐待や差別ではないが、見えづらくなっているものを明らかにしていき、計画の中に反映させて欲しい、そういう認識を作ってほしい。

【蒲田部会長】

権利擁護は抽象的な言葉で、具体的にどんな場面でどんなことを言ったかということは、その場その場で考えていかなければいけないことである。意見照会の際にそれぞれの団体等の方々から、実際に感じている権利侵害等についての御意見をいただけるとするため、質問の仕方などを工夫していただきたいと思う。

【小林委員】

法人で入所施設と通所施設を運営している。先ほど選挙の話が出たが、入所施設の方は施設で不在者投票ができる。通所の方は在宅生活のため施設では投票できないのだが、多くの方が、場所が遠いなどの理由で選挙に行きたくても行けないと言っていた。そういう

現実が私たちの法人であったことを参考までに報告させていただく。

【吉井委員】

意見聴取をする団体について、身体障害の方の半分以上は高齢者であるが、高齢者団体が入っていない。障害のある高齢者も増えてきているため、高齢者団体からの御意見も聞いていくことが大事だと思う。また、支援をする専門職である社会福祉士会や介護福祉士会、成年後見の支援をしている弁護士会や司法書士会などが入っていない。これらが入っていないことについて、理由があればお聞きしたい。

【事務局】

意見照会については、毎回団体を見直しながらやってきているところである。その中で、高齢者は確かに増えてきているため、対象として考える必要性も出てきているかと思う。弁護士会、司法書士会等については、弁護士の先生などに専門部会の委員になっていただいているところであり、検討していきたい。

【蒲田部会長】

個人的には、弁護士会等に意見聴取するより、当事者団体の方々に具体的な権利侵害などを聞いた方が、政策に活きると思っている。

【植野委員】

高齢者に関する御発言があったが、私の方で感じたことを述べさせていただく。現在、第一次ベビーブーム世代が後期高齢者となり、障害を持っている方もその中に増えている。ケアマネージャーや包括支援センター等から、介護福祉士あるいはケアマネージャーは、健康な人が高齢者になった場合の対応はわかるが、障害を持った高齢者に対してどのように支援していいのかわからない、というような話がうちのセンターに舞い込んできた。ケアマネージャーの方々にも話したことがあったが、本当に初めて聞いたというお声がある。障害を持つ高齢者という組織がないというか、もしかしたら一つの谷間になっている部分もあるように思った。

議題（３） 障害者虐待通報等の状況について

【白井委員】

虐待の通報件数が増えているが、評価としては、虐待が増えているというよりは、表面化したという評価をして良いと個人的には思う。また、最初に施策の評価であったように、虐待については、施設、事業所では虐待防止マネージャーが配置され、それが進んでいる部分と、あるいは県のアドバイザーを派遣してそれぞれ研修等を開催しているところが対策としてはある。このあたりについて、数字だけの問題ではなく、実態としてどうなのかという評価を是非していただきたいと思っている。

【渋谷副部長】

虐待の概要を見て、いまだにこんなことあるのかと茫然としてしまっている。細かくなくても良いので、どういう種別の施設でこういうことが起こっている、ということを公表した方が良いのではないかと。虐待の起きた施設を罰するためではなく、いまだにこんなことがあるということをオープンにしてもらった方が良いのではないかと思った。

【植野委員】

資料３－３の中で、虐待と認識していないものが５０ケースもあるが、結構多いと思う。認識していないという理由を知りたい。新しく入った職員だから虐待のことを認識していないということなのか、その辺りの因果関係がわからない。また、心理的虐待や経済的虐待など色々な種類があると思うが、虐待と認識をしてないというものはどこの部類に該当するものが多いのか知りたい。

二つ目として、資料３－２に放課後等デイサービスについてのことがあるが、少子化により子どもの数がそれほど多くない中で、大人を二十歳以上などと考えると、１１という数字は割合で見ると多いのではないかと少し気になっている。

【事務局】

虐待と認識していない理由については、家庭の場合はしつけと思っていたことが実は虐待に当たるケースや、施設従事者の場合は家庭でやっているような感覚で介護をしたケースが実は虐待に当たるケースなどがある。

また、若い人の割合が多いのではないかということについては分析をしていないため、今後分析ができるか検討したいと思っている。

【植野委員】

新採用職員の数が多いこととの因果関係がわかれば教えていただきたい。

【事務局】

新しい事業所が次々と増えていることに伴い、ほとんど経験のない方が障害者福祉施設へ多く入ってきている。虐待防止の観点から、全然知識のない方が増えてきていることには対応しなければいけないと思っており、次の議題で説明するが、施設従事者の初任者向けの研修を行い、より虐待が少なくなるように対応を進めているところである。

【植野委員】

民間企業の参入が非常に増えていることが気になっている。

【佐久間（水）委員】

虐待の関係に関する事務局の説明について少し補足させていただく。

「虐待と認識していない場合」のうち、家庭内虐待は、①虐待だと思わず乱暴な行動に出ってしまうパターンと、②完璧主義ゆえに全て押し付けてしまうパターンがある。施設内虐待は、①ちゃんとしなければならないという使命感が強すぎてずれてしまう場合や、②もともと利用者さんたちを雑に扱っても良いと思っている倫理観のない場合など、色々なパターンがある。

また、施設従事者には、新人、中堅、ベテランと色々いる。新人職員だから技術が付いていかないということだけでなく、意外とベテラン職員の方が、自分の思い込みや今の時代の理念についていけず、昔ながらのやり方で対応してしまい問題が起きるということもある。中堅職員は、色々なことに疲れてモチベーションが下がり、色々なことが雑になるというパターンなどがある。施設従事者向けの虐待防止研修は、虐待とは何かということももちろん大事であるが、どうやってマネジメントをしていくかに重点が移ってきている。最近では、日ごろの職場環境の支援理念の浸透の仕方などを中心にやっている。

【矢作委員】

擁護者の虐待が多いですが、知的障害の子を持つ親の立場として、育児していく上での悩みや不安が多くあるのに、親の会、当事者団体に入る人が最近は少なくなっていると感じる。ネットなどで調べられるようになったことが原因かと思っているが、実際に同じ境遇の親から経験を聞いたり、情報交換をしたりすることによって、悩みや不安が少なくなると思う。これは他の障害の方にも当てはまることだと思うため、県の方でも家族会、親の会の存在をお知らせいただきたいと思っている。

【露崎委員】

虐待を行った職員の方は、指導などを受けた後、復職するのか。

【事務局】

虐待が認定された施設については、口頭指導で終わる場合もあるが、まず施設に改善計画書の提出を求め、改善後に改善報告書の提出を求めている。虐待を行った職員が現場に復帰するかについては、虐待の程度が重くなく、本人が反省している場合は戻る場合もある。虐待の程度が重い案件で市町村から県に相談があった場合は必ず、本人の支援から外れてもらうよう市町村へ回答している。

【露崎委員】

例えば、先ほどの新しい人が増えていて、虐待も増えていることは、介護などの質の低下なのではないか。ただ、介護や介助は仕事としてすごく大変だと思う。どの仕事でも、仕事が詰め込まれて一人のノルマが増えると、雑になってくるものである。それを分担し、職員にリフレッシュさせて、労働環境を良くすることをやっていかないと減らないのではないか。研修を行うときも、当事者を交えないで研修をすると、実態がわからないままいざ現場に出て、研修で習ったこととのギャップに悩んでしまうこともたくさんあると思うため、例えば当事者団体等に声をかけ、一緒に研修をやってもらえるように働きかけたら良いのではないかと思います。

議題（４） 障害者虐待防止・権利擁護研修の実施について

意見等なし。

議題（５）地域協議会の設置状況及び対応要領の策定状況について

【白井委員】

私の郡部の方では、地域協議会の設置はされているが、自立支援協議会を兼ねていて何ら変わっていないというのが率直の意見である。そのため、地域協議会の意味や効率的な会議の開催など、引き続き市町村に共有していただけるとありがたい。

【露崎委員】

先ほどもお話ししたが、研修を行うときは、実際のリアルな声に触れることを大事にして当事者団体や家族会と研修を行っていただけるように、県の方から各市町村に働きかけていただきたい。

【植野委員】

資料５の４ページに構成員の障害種別の記載があるが、当事者だけではなく家族会もここに含めても良いのではないかと思う。

議題（６）障害者差別に関する相談の受付状況について

【渋沢副部長】

説明の中で精神障害を理由にアパートの契約を断られたとの相談があったとのことだが、私たちもそういったことを山ほど体験している。その事例は実際借りられるようになったのか。

【事務局】

この事例は、違う物件を借りることにし、終結したものである。

【渋沢副部長】

精神障害を理由に不動産取引を結ばないことは、即差別という扱いにはならないのか。

【事務局】

差別事案として対応した事例である。

【渋谷副部長】

障害者差別解消法や障害者条例は、必ずしも相手を罰するだけでなく、お互いに気付ける機会のようなことで理解するのが正しいと思っているが、条例の始まった頃に、目の見えない方がATMを使えず、窓口だとお金がかかってしまうことは差別ではないかということについて、県が仲介し、目の見えない方が窓口を使ってもお金かからないようにしてくださったことがある。その意味で、先ほど露崎委員が言われたファミレスのことなど、私たちが話を聞いて気付かされるような不合理な扱いを受けていることについて、露崎委員が望むか望まないかということもあると思うが、露崎委員にちゃんと聞き取って事案として扱うべきなのではないかと思う。

【事務局】

令和6年度から事業者による合理的配慮の提供が義務付けられているため、差別事案として相談を受けさせていただければ対応したい。

【露崎委員】

私は全然聞いていただいて構わない。

【鶴岡委員】

私は障害者条例に基づく地域相談員もやらせていただいております、実際に先月相談を受けたばかりである。やはり少し感じるものは、相談の窓口がどこに設置されているのかということが、当事者の方へ全然周知が足りていないのではないかと。地域相談員がそういう声を拾ってほしいという形で設置されていることは理解しているが、当事者の方に窓口があることの周知が進んでいかないことには、そもそも地域相談員が拾える回数に限りが出てくるのではないのかと今回感じた。この方の場合には企業で起こったことで悩まれている、間違いなく差別、虐待に当たるだろうという相談であったが、その相談をどこに持ってい

けば良いかわからず、昔お世話になった作業所の相談員さんに話したところ、相談員さん
もどこに繋がれば良いかわからず困っていたときに、私に聞いてみようとなって初めて繋が
ったケースであった。まだこういったケースは多いのではないのかと思っている。その
根本的なところは、やはり資料1-3の3-(1)-①にある、共生社会の考え方をどう伝
えていくのかということである。認知度50%が目標の中、14.4%不足している状況
で、これを周知していくのは広域専門指導員さんのお役目だと思う。広域専門指導員さん
がどういうところにどういう内容で周知するのということは、まだ十分考えられる内容に
なるのではないか。件数を見ても、一部の圏域がずば抜けて高く、それ以外の圏域は3桁
に留まっており、かなりの偏りがある。相談の方法も、地域の関係機関とどう連携してい
くのかということ、県の計画の中で策定していただくと変わってくるのではないかと
思った。

【蒲田部会長】

窓口の周知が足りていないのではないかという点について、具体的に案はあるか。

【鶴岡委員】

今回相談のあった方もパワハラに当たるのではということはずいぶん思い付いたが、そ
の窓口で一人で行くのはハードルが高かったり、会社の上司に相談をしても理解が得られ
ずそこで止まってしまったりしたようなので、例えば、SNSを使った周知啓発が有効な
のではないか。特に精神の方はそういったところから情報を取られている傾向が多いと思
う。

【佐久間（水）委員】

まず、精神障害を理由にアパートの契約を断られたというような事例について、事情を
よく聞くと、本人がお金や必要な書類を持って行かなかったから契約を断られてしまった
というときもあるが、本人たちからすると全部だめだと言われたように感じたという案件
も時々ある。状況によるため即断はできないと思うが、やはり社会経験の少ない方だと社
会のルールやマナーがまだ十分に浸透していないところもあり、本人も相手方も対応に困
ることもある。本人への伝え方も難しい。

同じように福祉業界のカスハラ、長時間の電話、暴言が問題になっている場合がある。言葉の暴力が多く、相談員や支援員が疲弊しているようなところもある。カスハラには組織としてきちんと対応していくことが重要であることを、先日の広域専門指導員向けの研修でお話した。

もっとも、なかなかこちらが気付けないところがあるため、当事者の方がどのように思っているのかということを知る機会を設けた方が良いのではないかと思った。先日、視覚障害者福祉協会の研修に呼んでいただいた際に、皆さんが何に困っているのか聞いたところ、最近は配膳ロボットやタッチパネルでの注文がなかなか難しく、店員さんを呼ぶことをためらうときもあるという話が出ていた。昔は、視覚障害のある方と一緒に散歩するときには景色を全部言語化してほしいという要望に応えたこともあった。自分たちではなかなか気付かないところがあり、当事者が困っていることを言える場がないと、一歩前に進まないのではないかと思った。

【露崎委員】

鶴岡委員がおっしゃったように、どこに相談して良いかわからないということは多いと思う。例えば、県を含めて当事者団体とネットワークみたいなものを組んで、会員がこういうことをされているという事例があったら、団体が吸い上げて相談機関に繋いでいくことをした方が良いのではないかと思った。

議題（７）その他

意見等なし。